

**デジタルプラットフォームに関するルール整備を巡る  
海外動向について  
(前回研究会における議論のポイント)**

**2022年7月28日**

# 大規模プラットフォーム事業者に対する事前規制～背景・問題意識

- 大規模なデジタルプラットフォーム事業者を巡る競争上の課題に関して、既存の競争法（独占禁止法、事後規制）では十分に対応できないとの認識。
    - ✓ 以下の特性から、デジタル分野では迅速な対応を要する。
      - \* ネットワーク効果、規模の経済、高い参入障壁、ティッピング、スイッチングコスト、ロックイン
    - ✓ 他方、審査・裁判に長期間を有する。競争当局の立証負担も大きい。
    - ✓ 審査・裁判の間に独占による弊害は解決困難に。
- ⇒ 競争法を補完するものとして、「事前規制」（特定事業者に対し、特定の行為を事前に規制する立法）が整備/検討されている。
- \* 競争に悪影響を及ぼす危険性の高い行為類型が明らかになってきていることも背景の一つ
  - \* 正当化事由が認められる場合は義務を外すことで対応
- ※ 審査・裁判に時間がかかる背景
- ✓ デジタル市場における競争上の問題は、Theory of Harmの立証が難しい（行為単体で見たときの競争上の弊害は比較的軽微でも、多数の行為が複合的に作用して弊害が生じる、その弊害はレイヤーを跨いで生じる）
  - ✓ 市場画定が困難（無償市場や多面市場では通常の実証手法を使えない、将来の競争者の想定が困難）
  - ✓ 評価に必要な情報が偏在

## 海外で整備・検討されている事前規制の特徴

大規模なプラットフォーム事業者の指定	数値基準	域内の年間売上高やアクティブユーザー数等に基づき指定（EUデジタルマーケット法、米国議会法案）
	定性基準	当局が調査した上で基準を満たす事業者を指定（ドイツ改正競争法、英国で検討中の新制度）
事前規制 （一定の行為類型の禁止や義務付け）	列挙型	条文の規定がそのまま適用される（EUデジタルマーケット法（5条規制）米国議会法案）
	カスタマイズ型	条文の規定をベースに、具体的な規制内容は、当局が調査した上で決定（ドイツ改正競争法、英国で検討中の新制度）

## 立証責任、正当化事由

- 欧州デジタルマーケット法案：
  - ・ 当局による市場画定、競争制限効果の立証は不要
  - ・ 対象事業者が義務の停止を当局に要請できる仕組みもある
- ドイツ改正競争法
  - ・ 禁止・義務付けの発動時には、当局による市場画定、競争制限効果の立証は不要
  - ・ 規制行為について、対象事業者が正当化事由を立証すれば、義務を免れる（立証責任は対象事業者）
- 米国オープンアプリ市場法案
  - ・ 規制行為について、正当化事由を立証すれば、義務を免れる（正当化事由はプライバシー・セキュリティに限定）

## 【ディスカッション概要】

- 既存の独禁法で対応できるように思う。既存の独禁法で対応しつつ、それに対応できないようなプライバシーやセキュリティについては事前規制で対応するという事だと思う。
  - 競争法での対応するには、証拠を集めて審査をしていくのに時間もコストもかかる。そうしている間にプラットフォームが大きくなってしまい、そこで措置を講じて改善は難しい。ゆえにティッピングする前に規制する必要があるという印象。
- 特定の事業者規制をかけることは時と場合によっては不公平になるのではないかと考えたが、もしそれを正当化するのであれば、プラットフォーム間競争に与える影響に着目するという考えがあるのではないか。例えば巨大企業の自社優遇を禁止する一方で、それ以外の企業の自社優遇は許容することで市場参入・市場競争を促す、その結果として規制されていない企業の規模が大きくなれば規制対象とする、という考え方。
- イノベーションを阻害しないようにするため、企業規模で規制対象を絞っているという印象を受けた。
- EUではサービス間のデータ統合を禁止しているようだが、サービス統合による規模の拡大についてどう考えたら良いか。
  - データ統合自身が直ちに問題になるわけではなく、データ統合により規模の経済が生じて競争促進効果をもたらすと評価できる。他方、データ統合により競争上の問題行為が行われうるという見方もある。
- 複数のプラットフォームをエコシステムとして展開しているケースでは、自社系列のサービスの利用度合いに応じて、価格が優遇されたり利便性が高まるといったことがある。良い面もあるが、他社が参入しづらくなる状況をつくってしまう側面もある。
  - 経済学の分野においてそうした構造におけるTheory of Harmの理論を考えてもらえると有益。
- 事前規制に関して、その違反を誰が訴えることができるのか。例えば裁判を起こしうる者が公取だけでなく、競合事業者もとなると、相互に裁判を繰り返してイノベーションを阻害するのではないかと考える。
- 事前規制の立法アプローチとして、競争法、事業法など、どのような位置づけとなるか。
  - ドイツのように競争法改正で対応する、EUのように新法で対応するなど、いろんなアプローチがありうる。